

## ヘイトスピーチの根絶に向けてたたかうことを誓う決議

1 近時、日本国内において、排外主義的主張を標榜する団体による在日外国人の排斥を主張する示威行動等（いわゆるヘイトスピーチ）が繰り返されている。

このようなヘイトスピーチによる被害は、「魂の殺人」とも呼ばれ、対象となった者の尊厳および人格の根本を傷付けるものである。

そればかりでなく、ヘイトスピーチの流布は、現実にマイノリティの身体生命に危害を加えるヘイトクライムの契機ともなりうるものであり、さらに甚だしくは、関東大震災の際の朝鮮人虐殺、ラジオ放送のヘイトスピーチを端緒とした1994年のルワンダ虐殺等のように、ジェノサイド（大量虐殺）すら引き起こしかねないものであるということも、歴史が証明しているところである。

ヘイトスピーチの蔓延は、日本国憲法が理想とする多種多様な人々が相互にアイデンティティを承認・尊重しあう共生社会を、根底から破壊するものであって、決して許されるべきではない。

2 一方で、市民社会の中からヘイトスピーチに対抗する運動が勃興し大きなうねりとなっていることは大いなる希望である。

市民による運動は、路上での抗議活動、差別をやめるよう訴える啓蒙活動、さらにはヘイトスピーチ対策の法令の制定を求める立法活動等、多岐に渡っており、少なからぬ自由法曹団員も各地でその運動を支援している。

そして、このような市民運動の成果として、今年5月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「本法律」という）が成立した。

3 本法律は、ヘイトスピーチの解消を「喫緊の課題」と位置付けており、かかる法律が制定されたことはヘイトスピーチの根絶に向けた一里塚として大きな意義を有するものである。

他方で、本法律は、少なからぬ問題点を孕んでいることも事実である。

すなわち、本法律はヘイトスピーチを明示的に違法と宣言しておらず、ヘイトスピーチ抑止の実効性に疑問なしとしない。

また、本法律は、ヘイトスピーチの対象となる被害者について「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」と定義しているところ、これでは本邦域内出身のマイノリティや在留資格がない外国人等に対するヘイトスピーチであれば許容されるとの誤解を招きかねず、甚だ不適切である。

この点、参議院の法務委員会では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動以外のものであればいかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであること等を内容とする附帯決議がなされた。右付帯決議は至極当然の理を述べたものであり、本法律の解釈運用は、この附帯決議を踏まえてなされなければならない。

このように、本法律の制定には意義がありつつも、これのみをもってヘイトスピーチを根絶し得るとはいいがたいものであって、ヘイトスピーチの根絶のためには、本法律の改正も含め、今後も市民社会の更なる運動が不可欠である。

4 ヘイトスピーチ問題への対応は、場面によっては表現の自由との緊張関係を孕むことは事実であるが、だからといって、ヘイトスピーチによってもたらされる被害が拱手傍観されることは、決してあってはならない。

われわれ自由法曹団員は、今後も、「進歩と自由をねがい、人民の権利をまもることを志す弁護士」として、良識ある市民たちと大いに連帯しつつ、ヘイトスピーチの根絶に向けて全力を尽くしてたたかうことを誓うものである。

2016年5月30日

自由法曹団2016年 札幌・定山溪5月研究討論集会